

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月27日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例

(武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年2月武蔵野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の100</u> (別表第1の規定の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員にあっては、<u>100分の130</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第23条の2 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者の定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の95</u> (別表第1の規定の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が5級である職員にあっては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

職員 当該再任用職員の勤 勉手当基礎額に <u>100分の</u> <u>47.5</u> を乗じて得た額の総額 3及び4 (略)	職員 当該再任用職員の勤 勉手当基礎額に <u>100分の45</u> を乗じて得た額の総額 3及び4 (略)	字句の改正
--	--	-------

(武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年3月武蔵野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>付 則</p> <p>1 から 8 まで (略)</p> <p>(武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)</p> <p>9 施行日以後の武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年3月武蔵野市条例第13号。以下「26年改正条例」という。)付則第8項の規定は、同項中「施行日において」とあるのは「施行日(武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2の規定が改正される場合(以下この項において「給料表改正の場合」という。))には、その者の受ける給料月額を受けるとなる日(当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日。以下この項において「改定日」とい</p>	<p>付 則</p> <p>1 から 8 まで (略)</p> <p>(武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の読替え)</p> <p>9 施行日以後の武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年3月武蔵野市条例第13号。以下「26年改正条例」という。)付則第8項の規定は、<u>平成34年3月31日までの間</u>、同項中「施行日において」とあるのは「施行日(武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2の規定が改正される場合(以下この項において「給料表改正の場合」という。))には、その者の受ける給料月額を受けるとなる日(当該日が2以上ある場合には、当</p>	<p>字句の追加</p>

う。)) において」と、「受けていた給料月額」とあるのは「受けていた給料月額（給料表改正の場合には、改定日の前日の給料月額と同日においてこの項の規定により支給される差額に相当する額との合計額）」とそれぞれ読み替えて適用する。

10 26年改正条例付則第9項の規定は、同項中「受ける給料月額」とあるのは「受ける給料月額（武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の規定が改正される場合（以下この項において「給料表改正の場合」という。）には、その者の受ける給料月額を受けることとなる日（当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日。以下この項において「改定日」という。）においてその属する級及び号給の給料月額）」と、「加えた額」とあるのは「加えた額（給料表改正の場合には、改定日の前日の給料月額と同日においてこの項の規定により支給される差額に相当する額との合計額）」とそれぞれ読み替えて適用する。

11 26年改正条例付則第10項の規定は、同項中「受ける給料月額」とあるのは「受ける給

の項において「改定日」という。)) において」と、「受けていた給料月額」とあるのは「受けていた給料月額（給料表改正の場合には、改定日の前日の給料月額と同日においてこの項の規定により支給される差額に相当する額との合計額）」とそれぞれ読み替えて適用する。

10 26年改正条例付則第9項の規定は、平成34年3月31日までの間、同項中「受ける給料月額」とあるのは「受ける給料月額（武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の規定が改正される場合（以下この項において「給料表改正の場合」という。）には、その者の受ける給料月額を受けることとなる日（当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日。以下この項において「改定日」という。）においてその属する級及び号給の給料月額）」と、「加えた額」とあるのは「加えた額（給料表改正の場合には、改定日の前日の給料月額と同日においてこの項の規定により支給される差額に相当する額との合計額）」とそれぞれ読み替えて適用する。

11 26年改正条例付則第10項の規定は、平成34年3月31日までの間、同項中「受ける給料

字句の追加

字句の追加

料月額（武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第2の規定が改正される場合（以下この項において「給料表改正の場合」という。）には、その者の受ける給料月額を受けることとなる日（当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日。以下この項において「改定日」という。）においてその属する級及び号給の給料月額）」と、「加えた額」とあるのは「加えた額（給料表改正の場合には、改定日の前日の給料月額と同日においてこの項の規定により支給される差額に相当する額との合計額）」とそれぞれ読み替えて適用する。

12 26年改正条例付則第11項の規定は、同項中「受ける給料月額」とあるのは「受ける給料月額（武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第2の規定が改正される場合（以下この項において「給料表改正の場合」という。）には、その者の受ける給料月額を受けることとなる日（当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日。以下この項において「改定日」という。）においてその属する級及び号給の給料月額）」と、「加えた額」とあるのは「加

月額」とあるのは「受ける給料月額（武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第2の規定が改正される場合（以下この項において「給料表改正の場合」という。）には、その者の受ける給料月額を受けることとなる日（当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日。以下この項において「改定日」という。）においてその属する級及び号給の給料月額）」と、「加えた額」とあるのは「加えた額（給料表改正の場合には、改定日の前日の給料月額と同日においてこの項の規定により支給される差額に相当する額との合計額）」とそれぞれ読み替えて適用する。

12 26年改正条例付則第11項の規定は、平成34年3月31日までの間、同項中「受ける給料月額」とあるのは「受ける給料月額（武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第2の規定が改正される場合（以下この項において「給料表改正の場合」という。）には、その者の受ける給料月額を受けることとなる日（当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日。以下この項において「改定日」という。）においてその属する級及び号給の給料月額）」と、

字句の追加

<p>えた額（給料表改正の場合には、改定日の前日の給料月額と同日においてこの項の規定により支給される差額に相当する額との合計額）」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>13から15まで （略）</p>	<p>「加えた額」とあるのは「加えた額（給料表改正の場合には、改定日の前日の給料月額と同日においてこの項の規定により支給される差額に相当する額との合計額）」とそれぞれ読み替えて適用する。</p> <p>13から15まで （略）</p>	
--	---	--

第3条 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月武蔵野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正前の欄又は改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>付 則</p> <p>1 から 4 まで （略）</p> <p>（平成28年4月1日における給料の支給に関する特例措置）</p> <p>5 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月武蔵野市条例第15号。以下「27年改正条例」という。）付則第9項の規定により読み替えて適用される武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月武蔵野市条例第13号。以下「26年改正条例」という。）付則第8項の規定にかかわらず、この条例の施行の</p>	<p>付 則</p> <p>1 から 4 まで （略）</p> <p>（平成28年4月1日における給料の支給に関する特例措置）</p> <p>5 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年3月武蔵野市条例第15号。以下「27年改正条例」という。）付則第9項の規定により読み替えて適用される武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年3月武蔵野市条例第13号。以下「26年改正条例」という。）付則第8項の規定にかかわらず、この条例の施行の</p>	

<p>日（以下「施行日」という。）において同項の規定が適用される職員については、施行日の前日において受けていた給料月額と同日において27年改正条例付則第9項の規定により支給される差額に相当する額との合計額に0.99138を乗じて得た額（1円に満たない端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。）を給料として支給する。</p>	<p>日（以下「施行日」という。）において同項の規定が適用される職員については、<u>平成34年3月31日までの間</u>、施行日の前日において受けていた給料月額と同日において27年改正条例付則第9項の規定により支給される差額に相当する額との合計額に0.99138を乗じて得た額（1円に満たない端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。）を給料として支給する。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>6 27年改正条例付則第10項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第9項の規定にかかわらず、施行日において同項の規定が適用される職員については、施行日の前日において受けていた給料月額と同日において27年改正条例付則第10項の規定により支給される差額に相当する額との合計額に0.99138を乗じて得た額（1円に満たない端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。）を給料として支給する。</p>	<p>6 27年改正条例付則第10項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第9項の規定にかかわらず、施行日において同項の規定が適用される職員については、<u>平成34年3月31日までの間</u>、施行日の前日において受けていた給料月額と同日において27年改正条例付則第10項の規定により支給される差額に相当する額との合計額に0.99138を乗じて得た額（1円に満たない端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。）を給料として支給する。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>7 27年改正条例付則第11項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第10項の規定にかかわらず、施行日において同項の規定が適用される職員については、施行日</p>	<p>7 27年改正条例付則第11項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第10項の規定にかかわらず、施行日において同項の規定が適用される職員については、<u>平成34</u></p>	<p>字句の追加</p>

の前日において受けていた給料月額と同日において27年改正条例付則第11項の規定により支給される差額に相当する額との合計額に0.99138を乗じて得た額（1円に満たない端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。）を給料として支給する。

- 8 27年改正条例付則第12項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第11項の規定にかかわらず、施行日において同項の規定が適用される職員については、施行日の前日において受けていた給料月額と同日において27年改正条例付則第12項の規定により支給される差額に相当する額との合計額に0.99138を乗じて得た額（1円に満たない端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。）を給料として支給する。

（平成28年4月2日以後における給料表の改正に伴う経過措置）

- 9 27年改正条例付則第9項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第8項の規定にかかわらず、施行日後において同項の規定が適用される職員で、改定日（武蔵野市一般職の職員の給与に関

年3月31日までの間、施行日の前日において受けていた給料月額と同日において27年改正条例付則第11項の規定により支給される差額に相当する額との合計額に0.99138を乗じて得た額（1円に満たない端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。）を給料として支給する。

- 8 27年改正条例付則第12項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第11項の規定にかかわらず、施行日において同項の規定が適用される職員については、平成34年3月31日までの間、施行日の前日において受けていた給料月額と同日において27年改正条例付則第12項の規定により支給される差額に相当する額との合計額に0.99138を乗じて得た額（1円に満たない端数がある場合は、その端数は切り上げるものとする。）を給料として支給する。

（平成28年4月2日以後における給料表の改正に伴う経過措置）

- 9 27年改正条例付則第9項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第8項の規定にかかわらず、施行日後において同項の規定が適用される職員で、改定日（武蔵野市一般職の職員の給与に関

字句の追加

する条例別表第1又は別表第2の規定が改正される場合（以下「給料表改正の場合」という。）において、その者の受ける給料月額を受けることとなる日（当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日）をいう。以下同じ。）の前日において旧給料表（給料表改正の場合における改正前の武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2をいう。以下同じ。）の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除した数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。

10 27年改正条例付則第10項の規定により読み替えて適用さ

する条例別表第1又は別表第2の規定が改正される場合（以下「給料表改正の場合」という。）において、その者の受ける給料月額を受けることとなる日（当該日が2以上ある場合には、当該日のうち最後の日）をいう。以下同じ。）の前日において旧給料表（給料表改正の場合における改正前の武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例別表第1又は別表第2をいう。以下同じ。）の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除した数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、平成34年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。

10 27年改正条例付則第10項の規定により読み替えて適用さ

字句の追加

れる26年改正条例付則第9項の規定にかかわらず、施行日後において同項の規定が適用される職員で、改定日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除した数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。

11 27年改正条例付則第11項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第10項の規定にかかわらず、施行日後において同項の規定が適用される職員で、改定日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受

れる26年改正条例付則第9項の規定にかかわらず、施行日後において同項の規定が適用される職員で、改定日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除した数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、平成34年3月31日までの

11 27年改正条例付則第11項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第10項の規定にかかわらず、施行日後において同項の規定が適用される職員で、改定日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受

字句の追加

けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除した数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。

12 27年改正条例付則第12項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第11項の規定にかかわらず、施行日後において同項の規定が適用される職員で、改定日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除した数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額

けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除した数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、平成34年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。

12 27年改正条例付則第12項の規定により読み替えて適用される26年改正条例付則第11項の規定にかかわらず、施行日後において同項の規定が適用される職員で、改定日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除した数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額

字句の追加

<p>(100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。)に達しないこととなるものについては、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。</p>	<p>(100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。)に達しないこととなるものについては、<u>平成34年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。</p>	<p>字句の追加</p>
<p>13 (略)</p>	<p>13 (略)</p>	
	<p>14 <u>施行日の前日から引き続き</u> 給料表の適用を受ける職員(付則第5項から付則第12項までに規定する職員を除く。)について、<u>付則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</u></p>	<p>項の追加</p>
<p>(平成30年4月1日における給料の支給に関する特例措置)</p>	<p>(平成30年4月1日における給料の支給に関する特例措置)</p>	
<p>14 平成30年4月1日において給料表の改正がある場合にあつては、付則第9項から<u>前項</u>までの規定にかかわらず、同日においてこれらの規定が適用される職員で、同日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、平成30年4月1日においてその属する級及び号給の給料月額が、0.993を同日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当</p>	<p>15 平成30年4月1日において給料表の改正がある場合にあつては、付則第9項から<u>付則第13項</u>までの規定にかかわらず、同日においてこれらの規定が適用される職員で、同日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、平成30年4月1日においてその属する級及び号給の給料月額が、0.993を同日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額</p>	<p>項の繰下げ 字句の改正</p>

<p>する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。</p>	<p>に相当する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、<u>平成34年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。</p>	<p>字句の追加</p>
<p><u>15</u> 平成30年4月1日において給料表の改正がない場合にあつては、同日の前日において付則第5項から付則第13項までの規定による給料の支給を受けている職員については、同日において受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に0.993を乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）を給料として支給する。</p>	<p><u>16</u> 平成30年4月1日において給料表の改正がない場合にあつては、同日の前日において付則第5項から付則第13項までの規定による給料の支給を受けている職員については、<u>平成34年3月31日までの間</u>、同日において受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に0.993を乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）を給料として支給する。</p>	<p>項の繰下げ</p> <p>字句の追加</p>
<p><u>16</u> 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第5項から付則第12項まで、付則第14項及び付則第15項に規定する職員を除く。）について、付則第5項から付則第15項までの規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、</p>		<p>項の削除</p>

給料を支給する。

(平成30年4月2日以後における給料表の改正に伴う経過措置)

共通見出しの追加

17 付則第5項から付則第12項

項の追加

まで及び前2項の規定にかかわらず、平成30年4月2日以降においてこれらの規定が適用される職員で、改定日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除いた数値（当該数値が1以上の場合は、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、平成34年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。

18 平成30年3月31日から引き

項の追加

続き給料表の適用を受ける職員（前3項に規定する職員を除く。）について、これらの規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると

認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。

(平成31年4月1日における給料の支給に関する特例措置)

項の追加

19 付則第15項から付則第17項までの規定にかかわらず、平成31年4月1日においてこれらの規定が適用される職員のうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に達しないこととなるものについては、平成34年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。

(1) 平成31年4月1日においてその属する職務の級及び号給の給料月額

(2) 次に掲げる額のうち、いずれか少ない額

ア 平成31年3月31日において付則第15項から付則第17項までの規定により支給された給料の額

イ 平成30年3月31日において付則第5項から付則第13項までの規定により支給された差額に相当する額に0.8を乗じて得た額と同日において受けていた給料月額との合計額(100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする)

	<p>る。)</p> <p>(平成31年4月2日から平成34年3月31日までの間における給料表の改正に伴う経過措置)</p> <p>20 前項の規定にかかわらず、平成31年4月2日以降において同項の規定が適用される職員で、改定日の前日において旧給料表の規定の適用を受けていたもののうち、改定日においてその属する級及び号給の給料月額が、改定日の前日においてその者が受けていた給料月額で同日においてその属する職務の級及び号給に相当する改定日の給料月額を除いた数値（当該数値が1以上の場合、1とする。）を改定日の前日に受けていた給料月額と同日において支給される差額に相当する額との合計額に乗じて得た額（100円に満たない端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。）に達しないこととなるものについては、平成34年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額を給料として支給する。</p> <p>21 平成31年3月31日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前2項に規定する職員を除く。）について、これらの規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると</p>	<p>共通見出しの追加</p> <p>項の追加</p> <p>項の追加</p>
--	---	---

<p>17 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して付則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>(委任)</p> <p>18 (略)</p>	<p><u>認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</u></p> <p><u>(新たに給料表の適用を受けることとなった職員についての特例)</u></p> <p>22 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して付則第5項から付則第13項まで、付則第15項から付則第17項まで、付則第19項及び付則第20項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、任命権者が別に定めるところにより、これらの規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>(委任)</p> <p>23 (略)</p>	<p>見出しの追加</p> <p>項の繰下げ</p> <p>字句の改正</p> <p>項の繰下げ</p>
---	---	--

第4条 武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年3月武蔵野市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>付 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降</p>	<p>付 則</p> <p>1 及び 2 (略)</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降</p>	

<p>にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（任命権者が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>4 から 8 まで （略）</p>	<p>にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（任命権者が定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>4 から 8 まで （略）</p>	<p>字句の追加</p>
--	---	--------------

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

武蔵野市一般職の職員に係る勤勉手当の支給割合の変更に伴うほか、所要の改正をするものである。